様式第28号（第２条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

保健所保健総務課 受付 -3.8.30 No. 7-394 浜松市

273

医療法人事業報告書等届

令和３年８月27日

静岡県知事　川勝　平太　様

医療法人の名称　　医療法人社団　綾和会
主たる事務所の所在地　　静岡県浜松市南区白羽町26番地
代表者の氏名　　横田　通夫
（氏名を自署する場合は、押印は不要であること。）

令和２年度
第３１期　の決算を終了したので、医療法第52条第１項の規定により届け出ます。

提出書類

(1) 事業報告書
(2) 財産目録
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書
(5) 監事監査報告書

(注)

1　医療法施行規則第 32 条の６第１号に掲げる者と同条第２号に掲げる取引がある場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を添付すること。

2　社会医療法人の場合は、医療法第 42 条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。

3　医療法施行規則第 33 条の２第１号及び第２号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
(1) 純資産変動計算書
(2) 附属明細表
(3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書

4　医療法施行規則第 33 条の２第３号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
(1) 純資産変動計算書
(2) キャッシュ・フロー計算書
(3) 附属明細表
(4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書

5　社会医療法人債発行法人であって社会医療法人でない医療法人は、その他必要な書類を添付すること。

6　貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和２年６月１日　至　令和３年５月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団綾和会

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　静岡県浜松市南区白羽町２６番地

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成２年６月19日

(4) 設立登記年月日　　平成２年６月19日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理 事 長	横田　通夫	駿河西病院管理者　駿河西病院介護医療院管理者
専務理事	間中　信也	
理　　事	森山　龍太郎	介護老人保健施設　焼津ケアセンター管理者
同	野坂　健次郎	
同	木村　衛	
同	宮地　紘樹	掛川東病院管理者・介護老人保健施設　桔梗の丘管理者 掛川東病院介護医療院管理者
同	白部　多可史	浜松南病院管理者
同	梅原　慶太	
同	飯田　貴之	掛川北病院管理者・掛川北病院介護医療院管理者
同	小澤　典行	間中病院管理者
監　　事	大塚　和成	OMM法律事務所　弁護士

注）１.「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４７条第１項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４９条の４参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	開　設　場　所	許可病床数
病院	駿河西病院	静岡県焼津市中根新田 1315 番地	療養病床　100 床 回復期病床　50 床 [医療保険　150 床]
	掛川北病院	静岡県掛川市下垂木 3350 番地	療養病床　100 床 [医療保険　100 床]
	浜松南病院	静岡県浜松市南区白羽町 26 番地	地域包括病床 23 床 一般病床　27 床 療養病床　50 床 回復期病床　50 床 [医療保険　150 床]
	掛川東病院	静岡県掛川市杉谷南１丁目 1-1	地域包括病床 40 床 療養病床　100 床 回復期病床　50 床 [医療保険　190 床]
	間中病院	神奈川県小田原市本町４丁目 1-26	地域包括病床 45 床 回復期病床　45 床 [医療保険　90 床]
介護医療院	駿河西病院 介護医療院	静岡県焼津市中根新田 1315 番地	入所定員　50 名 [介護保険　50 床]
	掛川北病院 介護医療院	静岡県掛川市下垂木 3350 番地	入所定員　100 名 [介護保険　100 床]
	掛川東病院 介護医療院	静岡県掛川市杉谷南１丁目 1-1	入所定員　50 名 [介護保険　50 床]
介護老人保健施設	焼津ケアセンター	静岡県焼津市中根新田 1315 番地	入所定員　150 名 通所定員　80 名
	桔梗の丘	静岡県掛川市杉谷南１丁目 1-1	入所定員　100 名 通所定員　65 名

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考
するが西居宅介護支援事業所	静岡県焼津市中根新田 1315 番地	
ケアステーション明日香	静岡県掛川市杉谷南１丁目 1-30	
アイリスケアマネージメント	神奈川県小田原市本町４丁目 1-26	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和２年７月 30 日　令和元年度決算の進捗報告
令和２年８月 28 日　令和元年度事業報告および計算書類等承認の件
　　アイリス訪問看護ステーション廃止
　　定款の一部変更
令和２年９月１日　独立行政法人福祉医療機構からの借入
令和３年１月 20 日　焼津市との土地等価交換に伴う基本財産変更
　　抵当権設定一部変更
令和３年３月１日　借入最高限度額承認
令和３年４月 29 日　管理者選任
　　役員辞任の件
令和３年５月 28 日　令和３年度収支予算案承認

注）以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

在宅ホスピス駿河西（令和３年２月９日定款変更認可）

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

浜松南病院 発熱等診療医療機関（令和２年 11 月２日静岡県指定）

(7) その他

なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式第三号

法人名 医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市南区白羽町26番地

医療法人番号				

財　産　目　録

（令和3年5月31日現在）

1．資　産　額　13,804,121 千円
2．負　債　額　12,609,575 千円
3．純　資　産　額　1,194,545 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		2,778,100
B 固定資産		11,026,020
C 資産合計	（A＋B）	13,804,121
D 負債合計		12,609,575
E 純資産	（C－D）	1,194,545

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式第一号

法人名 医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市南区白羽町26番地

医療法人番号				

貸借対照表

（令和3年5月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	2,778,100	Ⅰ 流動負債	4,323,195
現金及び預金	913,560	買掛金	198,198
事業未収金	1,709,601	短期借入金	831,444
たな卸資産	42,853	未払金	473,994
未収入金	107,407	未払費用	289,461
従業員貸付金	812	未払法人税等	291
その他の流動資産	3,863	前受金	7
Ⅱ 固定資産	11,026,020	預り金	13,692
1 有形固定資産	10,386,395	仮受金	310
建物	5,739,449	入院保証金	42,300
建物附属設備	2,040,368	売上債権前受金	1,992,051
構築物	161,794	賞与引当金	432,563
医療用器械備品	86,623	その他の流動負債	48,880
その他の器械備品	209,001	Ⅱ 固定負債	8,286,379
車両及び船舶	1,686	長期借入金	8,188,769
土地	2,059,820	長期未払金	68,116
建設仮勘定	87,650	受入保証金	28,000
2 無形固定資産	70,437	退職給付引当金	1,494
ソフトウェア	57,395	負債合計	12,609,575
その他の無形固定資産	13,041	純資産の部	
3 その他の資産	569,188	科目	金額
その他の有価証券	7,827	Ⅱ 積立金	1,195,782
出資金	200,338	設立等積立金	859,167
差入保証金	26,754	繰越利益積立金	336,614
長期前払費用	3,877	Ⅲ 評価・換算差額等	-1,236
繰延税金資産	194,102	その他有価証券評価差額金	-1,236
その他の資産	136,288	純資産合計	1,194,545
資産合計	13,804,121	負債・純資産合計	13,804,121

様式第二号

法人名 医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市南区白羽町26番地

医療法人番号				

損　益　計　算　書

（自　令和2年6月1日　　至　令和3年5月31日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		11,046,930
2 事業費用		
(1)事業費	10,396,413	
(2)本部費	178,719	10,575,133
本来業務事業利益		471,797
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		152,275
2 事業費用		156,111
附帯業務事業損失		-3,836
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		467,960
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	139	
その他の事業外収益	286,604	286,744
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	68,391	
その他の事業外費用	101,731	170,122
経常利益		584,582
Ⅳ 特別利益		
前期損益修正益	64,400	64,400
Ⅴ 特別損失		
固定資産除却損	9,010	
控除消費税額	49,049	58,060
税引前当期純利益		590,922
法人税・住民税及び事業税		311
法人税等調整額		41,195
当期純利益		549,415

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団綾和会
理事長　横田　通夫　　殿

私は、医療法人社団綾和会の令和２年会計年度（令和２年６月１日から令和３年５月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和３年 8月26日
医療法人社団綾和会
監事　大塚　和成 [redacted]

様式第四号

法人名　医療法人社団綾和会
所在地　静岡県浜松市南区白羽町26番地

医療法人番号					

（自　令和2年6月1日　　至　令和3年5月31日）

（単位：千円）

	出資金	積立金			評価・換算差額等			純資産合計
		設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰越ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和2年5月31日　残高	0	859,167	-212,801	646,366	-1,350	0	-1,350	645,016
会計年度中の変動額								
当期純利益			549,415	549,415			0	549,415
その他				0	113		113	113
会計年度中の変動額合計	0	0	549,415	549,415	113	0	113	549,529
令和3年5月31日　残高	0	859,167	336,614	1,195,782	-1,236	0	-1,236	1,194,545

様式第五号

法人名　医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市南区白羽町26番地

医療法人番号				

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	8,912,299	1,180	1,764	8,911,715	3,172,265	202,306	5,739,449
	建物附属設備	5,593,320	135,498	112,856	5,615,962	3,575,593	235,053	2,040,368
	構築物	518,187	13,143	0	531,330	369,536	14,069	161,794
	医療用器械備品	934,288	47,486	45,193	936,581	849,957	39,752	86,623
	その他の器械備品	901,683	43,196	4,543	940,336	731,335	88,921	209,001
	車両及び船舶	28,064	0	3,060	25,004	23,317	928	1,686
	土地	2,059,820	0	0	2,059,820			2,059,820
	建設仮勘定	0	87,650	0	87,650			87,650
	計	18,947,663	328,155	167,417	19,108,400	8,722,005	581,033	10,386,395
無形固定資産	ソフトウエア	152,227	48,016	12,961	187,282	129,887	10,248	57,395
	水道施設	3,362	0	0	3,362	3,057	55	305
	電話加入権	2,736	0	0	2,736			2,736
	その他の無形固定資産	10,000	0	0	10,000			10,000
	計	168,326	48,016	12,961	203,382	132,944	10,304	70,437
その他の資産	有価証券	7,713	1,549	1,436	7,827			7,827
	長期貸付金	4,741	6,575	9,295	2,021			2,021
	出資金	338	200,000	0	200,338			200,338
	差入保証金	26,725	2,019	1,990	26,754			26,754
	敷金	4,862	345	230	4,977			4,977
	長期前払費用	18,330	210	0	18,540	14,662	1,126	3,877
	繰延税金資産	235,297	0	41,195	194,102			194,102
	預託金	44	0	0	44			44
	繰延消費税	178,213	0	48,966	129,246			129,246
	計	476,265	210,758	103,173	583,850	14,662	1,126	569,188

様式第九の二号

法人名 医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市南区白羽町26番地

医療法人番号				

事業費用明細書

（自　令和2年6月1日　　至　令和3年5月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ　材料費		
医薬品費	423, 182	
診療材料費	209, 224	
医療消耗器具備品費	160, 893	
給食材料費	23, 124	
その他材料費	2, 912	
期首・期末棚卸資産残高差異	2, 474	821, 812
Ⅱ　給与費		
給料	5, 181, 346	
賞与・賞与引当金繰入額	896, 755	
退職給付費用	44, 282	
法定福利費	712, 398	6, 834, 783
Ⅲ　委託費		
検査委託費	64, 078	
給食委託費	620, 041	
清掃委託費	109, 361	
寝具委託費	123, 250	
その他委託費	365, 488	1, 282, 220
Ⅳ　経費		
福利厚生費	89, 212	
消耗品費	63, 265	
地代家賃	62, 714	
水道光熱費	218, 738	
減価償却費	591, 777	
保険料	21, 765	
保守料	63, 476	
車両関係費	49, 939	
その他の経費	571, 484	1, 732, 374
Ⅴ　売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	0	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	0	
商品（又は製品）期末たな卸高	0	0
Ⅵ　その他の事業費用		
研修費	9, 822	
租税公課	50, 231	60, 054
事業費用計		10, 731, 244

様式第六号

法人名　医療法人社団綾和会
所在地　静岡県浜松市南区白羽町26番地

医療法人番号				

引　当　金　明　細　表

区　　分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	387,072	432,563	387,072	0	432,563
退職給付引当金	53,631	29,078	16,815	64,400	1,494

(注) 退職給付引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、退職給付引当金の過大計上による前期修正益によるものです。

様式第七号

法人名　医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市南区白羽町26番地

医療法人番号						

借　入　金　等　明　細　表

区　　分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	308,500	0.45%	—
１年以内に返済予定の長期借入金	544,378	522,944	0.75%	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	8,413,742	8,188,769	0.73%	2027年5月31日～2050年5月31日
その他の有利子負債	0	0	—	—
合　　計	9,158,120	9,020,213	—	—

貸借対照表日以降、5年間における長期借入金の返済金額は以下のとおりです。
（千円）

2022年5月期	522,944
2023年5月期	522,944
2024年5月期	522,944
2025年5月期	522,944
2026年5月期	552,842
合計	2,644,618

様式第八号

法人名　医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市南区白羽町26番地

医療法人番号				

有 価 証 券 明 細 表

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
清水銀行株式	2,000株	3,134
日本電信電話株式会社	400株	1,172
みずほ証券 MRF	1,000株	3,520
計		7,827

様式第九の一号

法人名　医療法人社団綾和会
所在地 静岡県浜松市南区白羽町26番地

医療法人番号				

事　業　費　用　明　細　表

（単位：千円）

区　　分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用	収益業務事業費用	合　　計
	事業費	本部費	計			
材料費	820,362	0	820,362	1,450	0	821,812
給与費	6,675,992	29,641	6,705,633	129,150	0	6,834,783
委託費	1,152,225	128,441	1,280,667	1,553	0	1,282,220
経費	1,690,650	18,101	1,708,752	23,622	0	1,732,374
売上原価	0	0	0	0	0	0
その他の事業費用	57,182	2,535	59,718	335	0	60,054
計	10,396,413	178,719	10,575,133	156,111	0	10,731,244

独立監査人の監査報告書

令和３年８月25日

医療法人社団綾和会
監事　大塚 和成　殿

和田耕児公認会計士事務所
東京都千代田区
公認会計士　和田 耕児

監査意見

私は、医療法第51条第５項の規定に基づき、医療法人社団綾和会の令和２年６月１日から令和３年５月31日までの第31会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年４月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、監査表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者並びに監査役の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年４月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年４月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関

する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業専門家としての判断を行い、職業的猜疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適正性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な懐疑を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続することができなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

原本に相違ありません

静岡県浜松市南区白羽町２６番地
医療法人社団 綾　和
理事長 横　田　通